

「カズサホス」及び「スピネトラム」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「カズサホス」については平成20年2月19日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

また、「スピネトラム」については平成20年2月26日付けで「国外で使用する農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号）に基づき、残留基準の設定が要請されたところである。

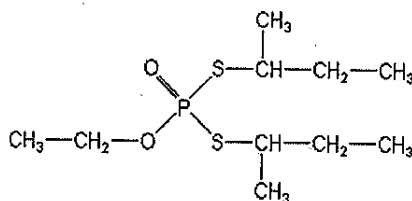
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) カズサホス

本薬は殺虫剤である。平成20年2月現在、だいこん、きゅうり等に登録があり、食品衛生法に基づく残留基準が設定されている。今回、みずな、ごぼう等への適用拡大の申請がなされている。

FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価では、カズサホスに対する許容一日摂取量（ADI）として0.0003mg/kg 体重/日と設定されており、国際基準がバナナ及びばれいしょに設定されている。

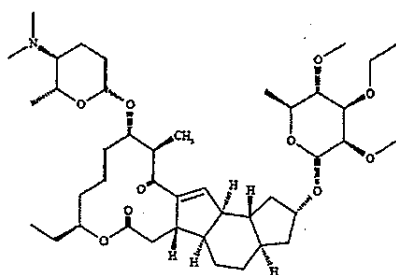


(2) スピネトラム

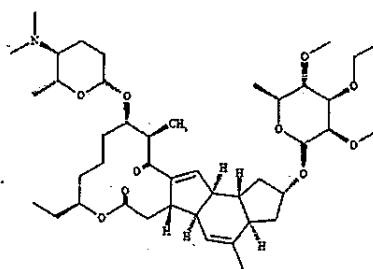
本薬は殺虫剤である。平成20年2月現在、わが国において登録されていない。今回、りんご、レモン等に残留基準の設定が要請されている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。

スピネトラムJ



スピネトラムL



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討する。